

11. 水産物に関する Q&A

QA54 生鮮水産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか。

国産の生鮮水産物の原産地表示については、食品表示法に基づく食品表示基準により、水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県）を表示することが義務付けられています（例：茨城県沖、三陸沖、銚子沖等）。

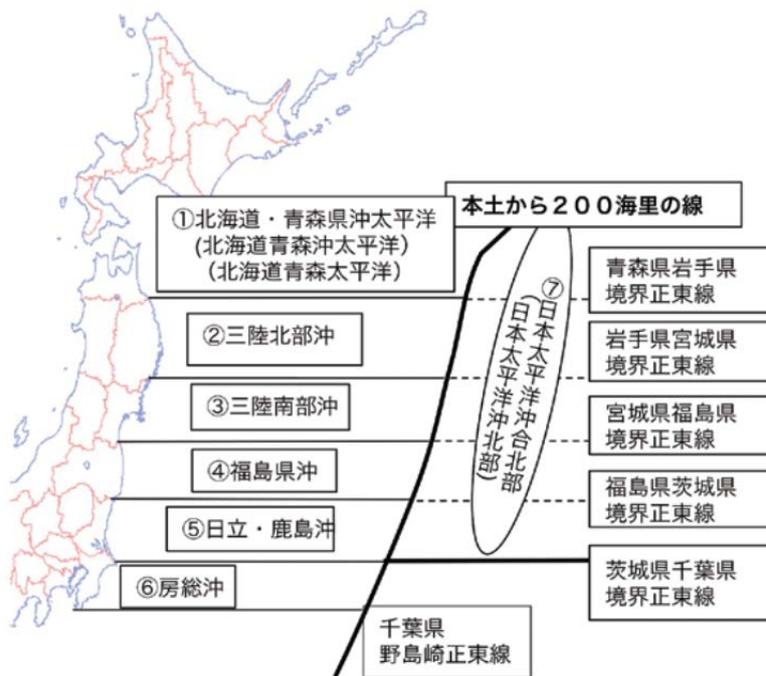
ただし、水域をまたがって漁をする場合等、水域名の記載が困難な場合には、「水揚げした港名又はその属する都道府県名」をもって水域名の記載に代えることができます。

この表示義務に違反した場合には、生鮮農産物と同様に、食品表示法に基づく指示・命令・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。

また、生産水域の情報に対する消費者の関心が高まっていることを踏まえ、水産庁では、東日本太平洋側で漁獲された水産物について、生産水域の区画及び水域名を明確化した原産地表示を奨励することとし、平成 23 年 10 月 5 日、関係団体、都道府県等に対し、通知を行いました。

具体的な水域区分は、回遊性魚種^{*1}については、次のとおりです。

東日本太平洋における
水産水域名の表示方法^{*2}



平成 25 年 12 月 10 日 海洋生物環境研究所での意見

※1：回遊性魚種

ネズミザメ、ヨシキリザメ、アオザメ、いわし類、サケ・マス類、サンマ、ブリ、マアジ、カジキ類、サバ類、カツオマグロ類、スルメイカ、ヤリイカ、アカイカ

※2：沿岸性魚種の表示は「〇〇県沖」を基本とします。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日